

平成23年度 沖縄県中小企業支援計画

がんばろー
沖縄の
中小企業

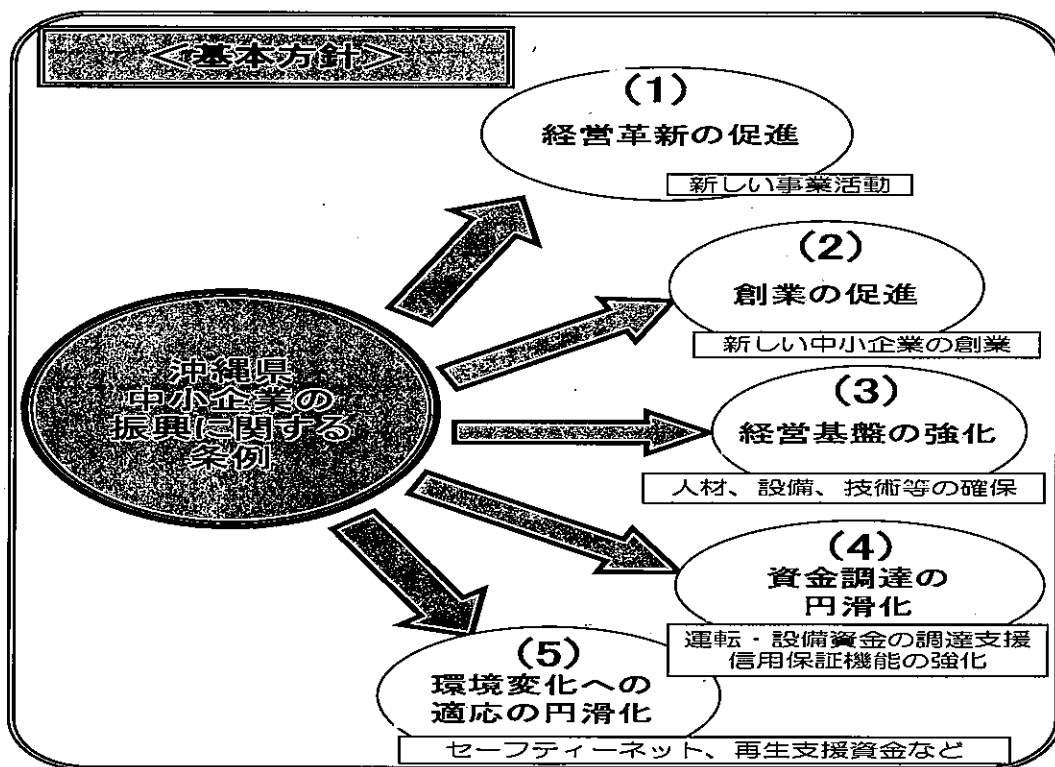


沖縄県

- MEMO -

「沖縄県中小企業支援計画」は、中小企業の皆さまに、沖縄県の中小企業支援のための事業を効果的にご利用頂くため、「沖縄県の中小企業の振興に関する条例（以下「条例」とする）第6条に掲げる5つの基本方針を踏まえた体系に整理するとともに、各体系ごとの活用方法により3分類に区分しました。これにより、今年度の県予算事業がどの体系・活用分類に配分されているのかをわかりやすく表示しています。また、中小企業の皆さまがどの支援団体に経営課題等を相談したらよいのか把握できるよう、問い合わせ先を記載するなど、整理しました。

5つの基本方針（条例第6条に規定する体系）による分類



△条例の基本理念を実現するため、県が取り組む基本方針を大きく5つに分けて施策の体系を整理しています。

(1) 経営の革新の促進

中小企業者が経営の相当程度の向上を目指して新しい事業活動に取り組むことを支援する施策です。

<取組事例>

- 売上を増やすため、新たな製品、サービスの開発や提供、新たな販売方式を導入したい。
- 売上を維持しながら、利益を増やすため、新たな生産方式の導入による生

産コストの削減、ITを活用するなど、新たな経営管理方式の導入による管理コストを削減したい。

(2) 創業の促進

新規企業・事業の創業により、県内経済や県民生活に新たな価値が創造されることを支援する施策です。

<取組事例>

- 創業にあたり、販売しようとする商品自体の品質の向上を図りたい。
- 創業にあたり、市場の動向などの情報を基に的確な事業計画を作成し、資金を調達したい。

(3) 経営基盤の強化

中小企業の経営基盤が強化されることにより、その経営の向上が図られることを支援する施策です。経営基盤の強化を図るためには、人材や設備、技術などといった経営資源を確保したり、仕入先や販売先の安定確保のために良好な取引関係を維持する取組などが想定されます。

<取組事例>

- 人材の育成・確保を促進する施策として、
 - △企業内の人材育成を図るための支援メニューを活用したい。
 - △雇用の確保に必要な資金の融資を受けたい。
- 生産活動に必要な機械・設備などの確保を促進する施策として、
 - △機械や設備を導入するために、リースや割賦販売を検討している。
 - △設備投資に必要な資金の融資を受けたい。
- その他の施策として、
 - △小規模零細規模の不利性を克服するために組織化を図りたい。
 - △経営資源を確保するにあたり、情報の提供やアドバイスを受けたい。

(4) 資金調達の円滑化

経営革新、創業、経営基盤の強化に関する中小企業の努力に共通して必要となる、中小企業者の資金調達を円滑化することを支援する施策です。

<取組事例>

- 当面の運転資金が必要であるため、資金を調達したい。

(5) 経済的社会的環境の著しい変化への中小企業者の適応の円滑化

災害、原料価格高騰、取引先の倒産等、経済的社会的な環境が急激に変化した場合に、中小企業者の適応を円滑化することを支援する施策です。

<取組事例>

- 取引先企業の倒産により債権が回収できず、資金繰りが厳しくなっているため、緊急的に資金が必要となっている。
- 過剰債務を抱え経営不振に陥っており、企業再生に向けた資金を調達したい。

活用方法でみた3分類



◆中小企業向けの補助・コンサル事業◆

中小企業者等が直接補助を受けたり、専門家の個別支援を受けられる事業です。



◆県融資制度◆

県の公的資金を県内地域金融機関を通して中小企業者に融資する事業（県単融資事業）です。また、(財)沖縄県産業振興公社における機械等の設備貸与事業もあります。








◆事業活動を側方支援する事業（情報提供、相談対応、間接支援）◆

中小企業を支援する団体等の運営費や、情報提供、相談対応等に係る経費です。中小企業の経営支援や知的財産活用、情報化促進等、側方支援体制を整えることで、間接的に中小企業を支援します。また、他にも保証料低減や中小企業の負担軽減を図り、施策を利用しやすくしている事業もあります。

平成23年度 沖縄県中小企業支援計画

目 次

	頁
1. 平成23年度の基本方針	1
2. 事業の実施体制	
(1) 沖縄県の実施体制	3
(2) 支援機関の実施体制	
① (財) 沖縄県産業振興公社における支援実施体制	3
② 中小企業支援センターにおける実施体制	3
③ 沖縄県商工会連合会・各商工会・商工会議所における実施体制	3
④ 沖縄県中小企業団体中央会における実施体制	3
3. 事業の概要	
(1) 経営革新の促進	
 ◆中小企業向けの補助・コンサル支援	
① 経営革新等支援事業	4
 ◆融資事業◆	
② 県単融資事業費（ベンチャー支援資金）	4
③ 県単融資事業費（経営振興資金）	4
 ◆事業活動を側方支援する事業（相談窓口設置等の間接支援）◆	
④ 産業まつり推進事業費（産業まつり主催者への負担金）	5
⑤ 知的所有権センター事業（知的所有権センターに係る運営経費）	5
⑥ グローバル市場展開強化事業（海外事務所の支援体制強化）	5
⑦ 県産品中国市場拡大戦略構築事業	5
(2) 創業の促進	
 ◆中小企業向けの直接支援（補助・コーディネート）事業◆	
① 創業者等支援診断指導事業	6
 ◆融資事業◆	
② 県単融資事業費（創業者支援資金）	6

(3) 経営基盤の強化



◆中小企業向けの直接支援（補助・コーディネート）事業◆

- ①沖縄企業人材活性化事業（雇用戦略プログラム推進事業）・・・7
- ②従業員研修促進支援事業（雇用戦略プログラム推進事業）・・・7
- ③万国津梁産業人材育成事業（新規事業）・・・7



◆融資制度（低利リース・貸与を含む）

- ④県単融資事業費（雇用創出促進資金）・・・8
- ⑤小規模事業者等設備貸与資金貸付事業・・・8
- ⑥機械類貸与制度原資貸付事業費・・・8
- ⑦県単融資事業費（組織強化育成資金）・・・8



◆事業活動を側方支援する事業（情報提供等、支援団体の運営支援等）◆

- ⑧中小企業総合支援事業・・・9
- ⑨ワンストップ型雇用相談窓口設置事業・・・9
- ⑩組織化指導事業費・・・9
- ⑪小規模事業経営支援事業費・・・10
- ⑫近代化制度促進事業（機械類貸与事業損料等補助）・・・10
- ⑬中小企業指導員等育成事業（新規事業）・・・10
- ⑭中小企業魅力発見事業（新規事業）・・・10

(4) 資金調達の円滑化



◆融資制度

- ①県単融資事業費
（短期運転資金、小規模企業対策資金、小口零細企業資金等）・・・11



◆事業活動を側方支援する事業（相談窓口設置等の間接支援）◆

- ②県単融資事業費（沖縄県信用保証協会に対する補助）・・・11

(5) 経済的社会的環境の著しい変化への環境変化への適応の円滑化



◆融資制度◆

- ①県単融資事業費（中小企業セーフティネット資金）・・・11
- ②県単融資事業費（中小企業再生支援資金）・・・11
- ③県単融資事業費（新事業分野進出資金）・・・12

平成23年度 沖縄県中小企業支援計画

沖縄県では、本土復帰以降、沖縄振興計画等による国の支援を得ながら、自立型経済の構築に向けて、観光・リゾートや情報通信関連、泡盛、健康食品など、沖縄の特性を生かした、産業の振興に取り組んできました。

その結果、観光客の増加や情報通信関連企業の誘致など、一定の成果を挙げてきたものの、一方で、高い失業率や低い一人あたり県民所得など、依然として残された課題もあり、その解決に向けた取り組みが求められています。

これらの課題を解決していくためには、県内企業の99.9%を占め、県経済の成長や雇用確保の原動力となっている中小企業の活動が一層活発になっていくことが重要であります。

沖縄県では、さらなる中小企業の振興を図るため、「沖縄県中小企業の振興に関する条例（平成20年3月）」を制定し、中小企業者の経営環境の向上を促進するとともに、中小企業関係者及び関連団体と緊密に連携しながら、中小企業の振興施策に積極的に取り組むこととしております。

今後の施策の展開にあたっては、これまでの沖縄振興計画に基づく各種施策の総点検で検証された課題の克服、さらには平成22年3月に策定された「沖縄21世紀ビジョン」の実現を目指すこととしており、これらを踏まえた「新たな計画の基本的考え方（案）」において、方向性が示されたところであります。

中小企業施策に関する基本的な考え方としては、「県民生活を支える中小企業を奮い立たせる施策」を展開することにより、域内のあらゆる産業振興を図ることとし、経営基盤の強化や経営革新など、総合的な支援策を展開することで、活力ある中小企業の成長発展を目指してまいります。

1. 平成23年度の沖縄県中小企業支援計画の基本方針

3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方の太平洋沿岸部を中心に未曾有の被害をもたらしました。また、福島第一原子力発電所事故による影響やこれによる関東及び東北圏内における電力供給制限についても、長期に及ぶものと見込まれ、今後の我が国の景況は、悪化幅の拡大傾向が予想されています。

今回の震災の影響を受けて、国においては、全国の地域に対して、激甚災害の指定を行い、直接的、間接的に被害を受けた中小企業者等を対象とした災害復旧貸付等の支援措置を講じるとともに、被災者支援、復興支援のための補正予算組み入れを予定しています。

沖縄県では、景況悪化が長引くことによる失業率の悪化や企業の倒産を防止するため、国のセーフティーネット保証等と連動した資金繰り支援策や人材の育成・雇用の確保といった経営基盤の強化を図るための事業を重点的に取り組むこととしております。

また、グローバル経済が進展する中、アジア地域を見据えたビジネス展開に果敢に挑戦する中小企業のための人材育成や販路開拓とった支援策を強化することとしております。

その他、多様な県内産業を振興するため、中小企業振興策とあわせて、情報産業の戦略的な振興や誘致企業支援による県内企業との連携、観光、情報産業と連動した農商工連携を図ることとしており、これら産業の活性化に伴い、県内中小商業・小売卸業等、中小零細企業への民需が高まることを期待しております。

その他、中小零細企業への支援については、各支援団体の連携やコーディネート機能の強化、また、それぞれの中小企業にマッチする施策の広報・斡旋などが重要であることから、各地での中小企業支援説明会を通して、中小企業に対する施策周知や活用を喚起するとともに、国や中小企業支援機関等との連携を密にし、効果的な支援が図られるよう取り組んでまいります。

沖縄県中小企業振興宣言

沖縄県の中小企業は、終戦直後の焼け野原からスタートし、本土復帰前にはドル経済圏での外資との競争、本土復帰後は円経済圏での本土企業との競争という困難な道のりを経て、今日に至っております。

本土復帰後36年が経ち、沖縄の経済社会は大きく変貌して参りましたが、高い失業率、低い一人あたり県民所得、狭隘な県土にひしめく米軍基地など、依然として多くの課題が残されたままであります。

将来に向けて、このような課題を克服し、沖縄県民の豊かな暮らしを実現するためには、沖縄県経済の持続可能な発展が不可欠であり、その中核となる皆様方中小企業のお力が是非とも必要であります。

私は、中小企業の皆様が、イノベーションに積極果敢に挑戦することにより、近い将来、沖縄県経済の発展と県民生活の向上の原動力となって県内各地で活躍されることを期待して、ここに以下のことを宣言いたします。

- 一つ、中小企業の「経営の革新の促進」と「創業の促進」に努めます。
- 一つ、中小企業の「経営基盤の強化」と「資金調達の円滑化」に努めます。
- 一つ、急激な事業環境変化に対する「適応の円滑化」に努めます。

平成20年8月11日
沖縄県知事 仲井眞 弘多

2. 事業の実施体制

(1) 沖縄県の実施体制

本支援計画の実施にあたっては、(財)沖縄県産業振興公社、沖縄県商工会連合会、各商工会・商工会議所、沖縄県中小企業団体中央会等の中小企業支援機関等と連携し、それぞれの施策の普及に努めることとします。

また、国の支援計画と重複することなく、計画的かつ効率的な施策展開が図られるよう、国と県等による意見交換会を適宜開催してまいります。

(2) 支援機関の実施体制

① (財) 沖縄県産業振興公社における支援実施体制

小規模事業者等設備貸与事業、機械類貸与事業、産業人材育成事業及び対外経済交流事業等を行います。

② 沖縄県中小企業支援センターにおける実施体制

窓口相談事業、経営革新認定企業支援事業、専門家派遣事業、情報提供事業、課題解決集中支援事業、販路開拓支援事業等をプロジェクトマネージャー、サブマネージャー等により行います。

③ 沖縄県商工会連合会・各商工会・商工会議所における実施体制

経営改善普及事業を中心に、全国商工会連合会・日本商工会議所実施事業(国庫補助)、経営革新計画作成指導、専門家派遣、経営安定特別相談等を商工会議所等の208名の職員により行います。

④ 沖縄県中小企業団体中央会における実施体制

組合の設立指導、運営指導等、組織化指導事業を指導員等16名により行います。

3. 事業の概要

(1) 経営の革新の促進：中小企業者が経営の相当程度の向上を目指して新しい事業活動に取り組むことを支援する施策



◆中小企業向けの補助・コンサル支援事業

① 経営革新等支援事業

平成23年度 25,796千円 (平成22年度 19,509千円)

中小企業の経営革新を促進し、地域産業の活性化を図る目的で、新商品の開発や新たなサービスの提供、新分野への進出などにチャレンジする中小企業の計画を承認し、支援する制度です。

企業においては、経営革新計画の承認を受けることにより、補助金制度、低利融資制度、設備投資減税等の支援措置の利用が可能となります。

平成23年度からは、経営革新計画の承認を受けた企業の目標達成率を高めるため、経営革新計画策定から計画承認後のビジネスマッチング、経営アドバイス等のハンズオン支援を実施いたします。

[県所管課：沖縄県商工労働部新産業振興課 098-866-2340]

[問い合わせ先：(財)沖縄県産業振興公社 098-859-6237]



◆県融資制度◆

② 県単融資事業費（ベンチャー支援資金）

平成23年度 85,679千円 (平成22年度 85,014千円)

ベンチャービジネスの新規開業又は拡大を図る中小企業者等で一定の要件に該当する方に対して運転・設備資金を融資します。

[問い合わせ先：沖縄県商工労働部経営金融課 098-866-2343]

③ 県単融資事業費（経営振興資金）

平成23年度 1,606,103千円 (平成22年度 1,773,637千円)

経営の近代化、合理化を図る中小企業に対して運転・設備資金を融資します。

[問い合わせ先：沖縄県商工労働部経営金融課 098-866-2343]



◆事業活動を側方支援する事業（情報提供・相談対応・間接支援等）◆

④ 産業まつり推進事業費（産業まつり主催者への負担金）

平成23年度 10,402千円（平成22年度 10,402千円）

生産者の生産意欲の向上と消費者の県産品愛用意識の啓発に努め、県産品の品質の向上と需要の拡大を図るために開催している「産業まつり」の開催を支援します。

[問い合わせ先：沖縄県商工労働部商工振興課 098-866-2337]

[社団法人沖縄県工業連合会 098-859-6191]

⑤ 知的所有権センター事業（知的所有権センターの運営経費の支援）

平成23年度 8,981千円（平成22年度 9,979千円）

知的所有権センターでは、企業の新製品・技術開発における特許情報の活用を促進するため、特許等の出願方法や特許管理方法、特許情報検索方法を指導しています。また、企業・研究機関の持つ技術シーズと企業の事業ニーズのマッチングを支援していますので、技術開発等でお悩みの方は知的所有権センターにご相談下さい。

[県所管課：沖縄県商工労働部新産業振興課 098-866-2340]

[問い合わせ先：一般社団法人沖縄県発明協会沖縄県支部 098-921-2666]

[沖縄県知的所有権センター 098-939-2372]

⑥ グローバル市場展開強化事業（海外事務所の支援体制強化）

平成23年度 16,468千円（平成22年度 14,300千円）

(財)沖縄県産業振興公社香港事務所及び上海事務所において、営業スタッフを配置しており、現地におけるビジネスマッチングに必要な見本市・商談会等の際の通訳支援や現地小売店、問屋、飲食店等への沖縄物産情報の提供により、県内中小企業の販路開拓の支援を行います。

また、中国・成都や、シンガポール、タイ・バンコク等に委託駐在員を配置し、今後の市場開拓への支援を行います。

[県所管課：沖縄県商工労働部産業政策課 098-866-2330]

[問い合わせ先：沖縄県産業振興公社 098-859-6238]

⑦ 県産品中国市場拡大戦略構築事業（県産品の海外市場拡大の促進）

平成23年度 49,891千円（平成22年度 46,602千円）

中国の深センと上海を中心に広州、北京、成都、マカオにおいて、マーケティング調査を実施するとともに、県産品の商品特性の浸透を図るためのプロモーションを展開し、中国市場開拓の戦略を構築します。

具体的には、商品カテゴリー別テスト販売による「テストマーケティング調査」や県内メーカーとのマッチングを図るための「バイヤー招聘」のほか、平成22年度に制作した「ウェブサイトを活用したプロモーション」や県産品の商品特性や産地情報、レシピを含めた商品情報を掲載する「フリーペーパー制作」等を行います。

また、各分野の専門家による検討委員会を設立し、中国市場開拓を目指す県内企業の指針となる実践的な戦略を構築します。

[問い合わせ先：沖縄県商工労働部商工振興課 098-866-2337]

(2) 創業の促進：新規企業・事業の創業により、県内経済や県民生活に新たな価値が創造されることを支援する施策



◆中小企業向けの直接支援事業

① 創業者等支援診断指導事業

平成23年度 901千円 (平成22年度 901千円)

創業者支援資金をはじめとする沖縄県融資制度のほか、機械類貸与制度、設備貸与制度を利用した中小企業者に対して、経営課題の解決支援を目的に、「中小企業診断士」が診断・助言等のフォローアップを行います。

[問い合わせ先：沖縄県商工労働部経営金融課 098-866-2343]



◆県融資制度◆

② 県単融資事業費（創業者支援資金）

平成23年度 1,959,057千円 (平成22年度 1,927,661千円)

独立・開業を行う方、または創業後1年未満の中小企業者で一定の要件に該当する方に対して運転・設備資金を融資します。

[問い合わせ先：沖縄県商工労働部経営金融課 098-866-2343]

(3) 経営基盤の強化：中小企業の経営基盤が強化されることにより、その経営の向上が図られることを支援する施策



◆中小企業向けの直接支援事業

① 沖縄企業人材活性化事業（雇用戦略プログラム推進事業）

平成23年度 25,486千円 （平成22年度 30,631千円）

経営の高度化や事業の拡大等に伴い、職場環境や雇用環境の改善に取り組もうとする企業に対して、コンサルタントを派遣し、企業の現状を分析・把握したうえで、ガイドラインをもとに雇用の安定・人材育成・従業員の職場定着等につながる助言・指導を行います。

[問い合わせ先：沖縄県商工労働部雇用政策課 098-866-2324]

② 従業員研修促進支援事業（雇用戦略プログラム推進事業）

平成23年度 16,680千円 （平成22年度 27,273千円）

沖縄県に新規に立地する企業、又は、業務拡大に伴い従業員を増やす企業において、雇用創出に伴い従業員に専門的で高度な技能・技術の習得をさせるため、県外の先進企業等に派遣研修を行う場合に、その費用の一部を助成します。

[県所管課：沖縄県商工労働部雇用政策課 098-866-2324]

[問い合わせ先：(財)雇用開発推進機構 098-859-6140]

③ 万国津梁産業人材育成事業（沖縄県産業振興基金）

平成23年度 34,824千円 （新規事業）

経済成長著しいアジア地域など、海外展開に積極的に取り組む県内企業の人材育成を図るため、人材育成プログラムを策定し、海外展開に向けたセミナーの開催や海外企業等への実務研修派遣、長期留学支援や海外からの専門家等の招へい事業を行います。

また、本事業に参加した企業及び人材のネットワークを構築し、産業の高度化・国際化に対応できる環境づくりに取り組んでまいります。

[県所管課：沖縄県商工労働部産業政策課 098-866-2330]



◆ 県融資制度 ◆

④ 県単融資事業費（雇用創出促進資金）

平成23年度 131,889千円 （平成22年度 91,253千円）

事業拡大や多角化計画に基づき、新たに常時使用する従業員を1名以上雇用しようとする中小企業者等に対して、運転・設備資金を融資します。

[問い合わせ先：沖縄県商工労働部経営金融課 098-866-2343]

⑤ 小規模企業者等設備貸与資金貸付事業

平成23年度 50,000千円 （平成22年度 50,000千円）

小規模企業者等の創業及び経営基盤強化を促進するため、財団法人沖縄県産業振興公社が小規模企業者等に対して設備貸与を行います。

（この事業に必要な設備調達の前資を県が公社に貸し付けます。）

[県所管課：沖縄県商工労働部経営金融課 098-866-2343]

[問い合わせ先：沖縄県産業振興公社融資課 098-859-6236]

⑥ 機械類貸与制度前資貸付事業費

平成23年度 500,000千円 （平成22年度500,000千円）

中小企業者の設備の近代化及び合理化を推進し、生産性の向上を図るため、財団法人沖縄県産業振興公社が中小企業者に対して機械類の貸与を行います。

（この事業に必要な機械類調達の前資を県が公社に貸し付けます。）

[県所管課：沖縄県商工労働部経営金融課 098-866-2343]

[問い合わせ先：沖縄県産業振興公社融資課 098-859-6236]

⑦ 県単融資事業費（組織強化育成資金）

平成23年度 396,717千円 （平成22年度 144,835千円）

商工業関係組合及び構成企業に対し、共同事業資金、転貸資金、運転・設備資金を融資します。

[問い合わせ先：沖縄県商工労働部経営金融課 098-866-2343]



◆事業活動を側方支援する事業（情報提供等、支援団体の運営支援等）◆

⑧ 中小企業総合支援事業

平成23年度 113,759千円 （平成21年度 78,985千円）

(1) 中小企業支援センター事業

中小企業支援センター（(財)沖縄県産業振興公社）を設置し、窓口相談や専門家による診断・助言、情報提供等、中小企業向けワンストップサービスを実施します。また課題解決に向けた各種支援を行います。

平成23年度からは、県外商談会や基地取引の業務契約に関するセミナー、商談会を開催し、県外及び基地内への販路開拓支援を行います。

[問い合わせ先：沖縄県中小企業支援センター
(財)沖縄県産業振興公社内 098-859-6237]

(2) 中小企業支援・農商工連携プロデューサー育成事業

農商工連携を促進するプロデューサー兼コーディネータを育成するための講座・研修を実施します。

[問い合わせ先：沖縄県商工労働部産業政策課 098-866-2330]

(3) 中小企業振興会議及び地域部会運営費等

中小企業振興会議及び県内6つの地域部会を開催し、中小企業振興に必要な課題等を検討します。

[問い合わせ先：沖縄県商工労働部産業政策課 098-866-2330]

⑨ ワンストップ型雇用相談窓口設置事業

平成23年度 48,102千円 （平成22年度 44,000千円）

各関係機関が行っている雇用施策の情報を収集し、社会保険労務士やキャリアカウンセラーを配置した総合相談窓口を設置して、求人企業または求職者等への雇用支援施策の情報を提供します。

[県所管課：沖縄県商工労働部雇用政策課 098-866-2324]
[問い合わせ先：グッジョブ相談ステーション 098-857-9435]

⑩ 組織化指導事業費

平成23年度 110,640千円 （平成22年度 110,787千円）

中小企業組合の設立及び運営支援の専門機関である沖縄県中小企業団

体中央会に対して、補助と指導を行い、中小企業の組織化並びに中小企業団体の育成、支援を促進します。

[県所管課：沖縄県商工労働部経営金融課 098-866-2343]

[問い合わせ先：沖縄県中小企業団体中央会 098-859-6120]

⑪ 小規模事業経営支援事業費

平成23年度 1,180,996千円 (平成22年度 1,177,742千円)

県内中小企業者の大部分を占める小規模事業者の経営・技術を改善し、発達を促進するため、金融、税務、労働、取引、経理等の相談・指導等を行う商工会、商工会議所等に対して助成を行います。

[県所管課：沖縄県商工労働部経営金融課 098-866-2343]

[相談・問い合わせ先：県内各市町村の商工会及び商工会議所]

⑫ 近代化制度促進事業（機械類貸与事業損料等補助事業）

平成23年度 2,789千円 (平成22年度 3,500千円)

原油高騰対策として、機械類貸与事業を利用して省エネ設備等を導入し、コスト削減を目指す中小企業者の損料負担を軽減します。

[県所管課：沖縄県商工労働部経営金融課 098-866-2343]

[問い合わせ先：沖縄県産業振興公社融資課 098-859-6236]

⑬ 中小企業指導員等育成事業

平成23年度 29,774千円 (新規事業)

県内の商工会等で失業者を新たに雇用して、講義や実務により経験を積み、実践的研修をとおして将来の中小企業指導人材を育成します。

[県所管課：沖縄県商工労働部経営金融課 098-866-2343]

⑭ 中小企業魅力発見事業

平成23年度 36,200千円 (新規事業)

県内大学生を対象に、県内中小企業において企業体験等を実施して、その魅力を知ってもらうことで、県内中小企業等の人材不足などの課題解決に取り組み、雇用の拡大を図ります。

[県所管課：沖縄県商工労働部雇用政策課 098-866-2324]

(4) 資金調達の円滑化：経営革新、創業、経営基盤の強化に関する中小企業の取り組みに共通して必要となる資金調達を円滑化するための施策。



◆県融資制度◆

- ① 県単融資事業費（短期運転資金、小規模企業対策資金、小口零細企業資金等）
平成23年度 4,548,149千円（平成22年度 5,054,196千円）

県内中小企業の事業活動に必要な融資の円滑化と経営の安定に資することを目的として、運転・設備資金を融資します。

[問い合わせ先：沖縄県商工労働部経営金融課 098-866-2343]



◆事業活動を側方支援する事業（間接支援）◆

- ② 県単融資事業費（沖縄県信用保証協会に対する補助）
平成23年度 76,518千円（平成22年度 136,866千円）

中小企業者の保証料負担を軽減するため、沖縄県信用保証協会に信用保証料補填補助金を交付します。

[問い合わせ先：沖縄県商工労働部経営金融課 098-866-2343]

(5) 経済的社会的環境の著しい変化への環境変化への適応の円滑化：災害、原料価格高騰、取引先の倒産等、経済的社会的な環境が急激に変化した場合に、中小企業者の適応を円滑化する事を支援する施策



◆県融資制度◆

- ① 県単融資事業費（中小企業セーフティネット資金）
平成23年度 1,948,998千円（平成22年度 1,991,782千円）

売上の減少、取引先の倒産等により資金繰りが厳しくなっている中小企業者等に対して、運転・設備資金を融資します。

[問い合わせ先：沖縄県商工労働部経営金融課 098-866-2343]

② 県単融資事業費（中小企業再生支援資金）

平成23年度 336,116千円 （平成22年度 367,367千円）

沖縄県中小企業再生支援協議会の支援を受け再生計画を策定した中小企業者等に対し、運転・設備資金を融資します。

[問い合わせ先：沖縄県商工労働部経営金融課 098-866-2343]

③ 県単融資事業費（新事業分野進出資金）

平成23年度 347,982千円 （平成22年度 317,347千円）

事業転換や多角化により新たな事業分野に進出する中小企業者に対して、運転・設備資金を融資します。

[問い合わせ先：沖縄県商工労働部経営金融課 098-866-2343]

-MEMO-

沖縄県中小企業の振興に関する条例
(平成20年沖縄県条例第18号)

目次

- 第1章 総則(第1条-第5条)
- 第2章 基本方針(第6条)
- 第3章 施策の策定等に関し県が講ずる措置(第7条-第13条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の振興について、その基本理念、県の施策に関する基本方針及び県の施策の策定過程における中小企業者その他の関係者の意見を反映させる手続その他県が講ずる措置を定めるとともに、県並びに中小企業者及び中小企業関連団体の責務等を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本県経済の発展及び県民生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者であつて、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 経営の革新 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第2項に規定する経営の革新をいう。
- (3) 経営資源 中小企業基本法第2条第4項に規定する資源をいう。
- (4) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する事業者であつて、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (5) 産学行政の連携 事業者(経済団体を含む。第11条において同じ。)、大学等(大学若しくは高等専門学校又はこれらに附属する研究機関をいう。第11条において同じ。))又は国(独立行政法人及び政府関係金融機関を含む。第11条において同じ。)、県若しくは市町村が相互に密接な連携を図ることをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業は、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供し、県民生活に必要な物資や役務を提供することにより本県の経済及び県民生活の基盤を形成しているものであり、特に、多数の中小企業者が創意工夫を生かして事業活動を行うことを通じて、新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、離島その他の地域における経済の活性化及び県民生活の利便性の向上を促進する等本県経済の発展及び県民生活の向上に重要な役割を有するものであることにかんがみ、その振興については、独立した中小企業者の自主的な努力が助長されること及び中小企業の事業活動の活性化の効果が地域の活性化に寄与し、地域の活性化が中小企業の成長発展をさらに促進させることを旨として図られなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(中小企業者及び中小企業関連団体の努力)

第5条 中小企業者は、基本理念ののっとり、経済的社会的環境の変化に即応して、自主的にその経営の向上を図るよう努めなければならない。

2 中小企業者の事業の共同化のための組織その他の中小企業に関する団体(次項において「中小企業関連団体」という。)は、中小企業者とともに、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

3 中小企業者及び中小企業関連団体は、県が行う中小企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。

第2章 基本方針

第6条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 中小企業者の経営の革新の促進を図ること。
- (2) 中小企業の創業の促進を図ること。
- (3) 中小企業の経営基盤の強化を図ること。

- (4) 中小企業者の資金調達の円滑化を図ること。
- (5) 経済的社会的環境の著しい変化への中小企業者の適応の円滑化を図ること。

第3章 施策の策定等に関し県が講ずる措置

(中小企業者その他の関係者の意見の反映)

第7条 知事は、中小企業の振興に関する施策の策定に当たっては、当該施策に中小企業者その他の関係者の意見を反映させるため、中小企業者その他の関係者に対し、当該施策に関する情報を提供し、当該施策について意見を述べる機会を付与するとともに、中小企業者その他の関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るための措置を講じなければならない。

2 知事は、前項の規定により意見が述べられた場合にあっては、当該意見(次項において「提出意見」という。)を十分に考慮して、中小企業の振興に関する施策を策定しなければならない。

3 知事は、中小企業の振興に関する施策を策定した場合には、遅滞なく次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 当該施策を講ずることとする理由又は目的及び当該施策の内容
- (2) 提出意見(提出意見がなかった場合にあっては、その旨)
- (3) 提出意見を考慮した結果及びその理由

4 前項の規定による公表は、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他適切な方法により行うものとする。

(基本方針を踏まえた支援計画の策定等)

第8条 知事は、中小企業支援法第4条第1項に規定する中小企業支援事業の実施に関する計画(以下「支援計画」という。)を定めるに当たっては、同条第2項の規定によるほか、第6条の基本方針を踏まえるものとする。

2 前条第1項及び第2項の規定は、支援計画を定める場合について準用する。

3 知事は、支援計画を定めた場合には、遅滞なくこれを公表しなければならない。この場合においては、前条第4項の規定を準用する。(支援計画に定めた事業の実施状況の公表)

第9条 知事は、毎年、支援計画に定めた事業の実施状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。この場合においては、第7条第4項の規定を準用する。

(施策実施上の配慮)

第10条 県は、中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、当該施策が中小企業の経営に及ぼす影響について十分に配慮し、独立した中小企業者の自主的な努力を阻害することのないようにしなければならない。

2 県は、中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、中小企業の事業活動が離島その他の地域における経済及び県民生活に及ぼす影響について十分に配慮し、中小企業の事業活動の活性化の効果が地域の活性化に寄与することとなるよう努めなければならない。

3 県は、小規模企業者に対して中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、融資その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な考慮を払うものとする。

(産学行政の連携の確保)

第11条 県は、中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、当該施策が適切に実施されるよう、必要に応じ、事業者、大学等又は国若しくは市町村に対し、産学行政の連携について必要な協力を求めるものとする。

(財政上の措置)

第12条 県は、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市町村への協力)

第13条 県は、市町村が行う中小企業の振興に関する施策について、市町村の求めに応じ、情報の提供、技術的な助言その他の必要な協力を行うものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

